

○対応方針

- 1 該当児童生徒または教職員の意向や気持ちを受け止めて対応するとともに、心のケアにあたる。
- 2 教育委員会及び学校は、正確かつ速やかに情報収集や情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、感染拡大を防ぐための手立てを講じる。
- 3 児童生徒の安全・安心を確保するとともに、学びを保障する。
- 4 対応状況や学校再開の見通しなどの情報発信を行い、情報不足等による不安の軽減に努める。

3・4・5の下線部；見直し箇所

1 学校の対応:児童生徒・教職員が感染したという連絡があった場合

- ・発症日翌日または判定日から治癒するまでの間（10日間程度）、出席停止（児童生徒）・特別休暇（教職員）となることを伝える。
- ・児童生徒及びその保護者・教職員への聞き取りを行う。発症日・判定日の2日前からの行動履歴・濃厚接触者の可能性ある人についての情報を得る。

2 教育委員会への連絡

小・中学校 → 児童生徒支援課または教職員課 高校 → 教育総務課

- ・感染経路、家族構成、症状の有無、2日前の登校・勤務状況等を報告する。



3 「濃厚接触者等の候補者リスト」の作成及び提出

- ・学校は、文部科学省のガイドライン等に基づき、「濃厚接触者等の候補者リスト」を作成する。
 - ※「(2)濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補者リスト」については、感染者の行動履歴が把握できない場合のみ作成する。
- ・作成にあたっては、感染者の感染可能期間（発症2日前から・無症状者の場合は検体採取日の2日前から）の活動状況について、学級担任・教科担任・養護教諭・部活動顧問などから聞き取りを行い、確実に候補者を挙げる。

(1) 濃厚接触者の候補者リスト

- ①感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）または長時間の接触があった者
- ②適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ③感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ④手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者や食事・おやつを会話しながら一緒に食べた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

- ⑤換気の悪い場所（更衣室や休憩室等）で15分以上一緒に過ごした者

(2) 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補者リスト

- ①感染者からの物理的な距離が近い、または物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ②大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動をともにした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ③感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ④その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等



4 濃厚接触者の特定、該当者への連絡

・該当校は、「濃厚接触者等の候補者リスト」を作成し、保健所の調査に協力する。保健所が、このリストの内容を確認し、濃厚接触者を特定する。

◎濃厚接触者への連絡（保健所 → 該当者）

- (1) 感染者と最後に会った日の翌日から14日間の出席停止（児童生徒）、特別休暇（教職員）となる。（「医師の判断による登校・出勤の短縮」を削除）
 - ・保健所が14日間の健康観察を行う。
 - ・14日後に症状がなかった場合は、登校・出勤可能となる。
- (2) 健康観察中に症状のある場合は、保健所が検査等の指示をする。
 - ・出席停止等の期間が変更となるため、保健所の指示に従う。



5 教育委員会が臨時休業の要否等を判断する。

・教育委員会は、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し臨時休業の要否を判断する。臨時休業が必要な場合は、その範囲（学級・学年・全校）と期間を決定する。

※保健所による濃厚接触者の特定・検査結果の確認、消毒に必要な期間を臨時休業とする。



6 即日、濃厚接触者の特定等が済んだ場合、学校教育活動を継続する。

- ・状況に応じて、感染リスクの高い活動を見直す。
- ・登校しない児童生徒の学習を保障する。（課題提供やオンライン授業）

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合や濃厚接触者の特定のための日数が必要な場合



7 臨時休業の実施

- ・臨時休業実施の決定
教育委員会 → 学校 → 保護者へ連絡
- ・臨時休業の期間は、概ね数日～1週間程度とする。
- ・登校しない児童生徒の学習を保障する。（課題提供やオンライン授業）
- ・児童生徒の心のケアについては、優先的に考えて対応する。